

コロナ禍からの早期の再起を目指す！！

地域  
企業

# デジタル活用支援事業

(兵庫県補助事業)

新型コロナウイルスの影響でダメージを受けた兵庫県内の中小企業に対し、地域産業力向上のための創意工夫による事業展開を支援します。

## 補助対象

兵庫県内に事業所を有する中小企業※（個人事業主含む）

※ 中小企業基本法に規定する中小企業者を言います。

## 認定予定件数・補助限度額

- ・補助対象経費：400万円以内
- ・補助限度額：300万円以内
- ・認定予定件数：250件程度

※ 認定に当たって審査があり、採択されない場合があります。  
※ 採択件数等により、実際の補助額が限度額を下回る場合があります。

## 補助率

補助対象経費の3/4以内

## 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の拡大によって中小企業等の事業活動が既存した市域経済の早期の再起と躍進を目指して、ダメージを受けた地域の中小企業・個人事業主による、地域産業力向上のためのAI・IoTをはじめデジタル技術等を活用した**新たな創意工夫**による事業

### ① 新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した 新たなビジネスモデル

〈取組例〉飲食店、旅館等の予約システム導入、フロント業務の非対面化、IoTを活用した職人技の共有知化、AIを活用した画像検査システム、ネットワークの高度化に向けたFS調査、在庫管理システムの導入、内製化による産地企業の新商品開発等

### ② テレワークシステムの導入

〈取組例〉UTM等を活用した新たなシステムの導入等

### ③ 「ひょうごスタイル」における医療健康や社会課題の 解決を担う先駆的技術・製品開発等

〈取組例〉イベント参加者追跡・通知アプリ開発等

※新たな創意工夫による事業とは、「他者と差別化した新たな事業を展開し、同業者の模範となる事業。またその結果、地域に経済的回復波及効果を及ぼす事業」

## 受付期間

令和2年6月11日（木）から令和2年7月31日（金）

※ 締切当日消印有効

## 申請方法

原則、電子メールで受け付けます。

※ 電子メールでの申請が困難な場合には、事務局が認めた場合に限り、書面による申請を受け付けます。

## 申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書・事業計画書・誓約書
  - ・ 決算書等（直近2年間の貸借対照表・損益計画書等）
  - ・ その他必要に応じて提出する書類  
（事前着手届、事業継続計画（BCP）の策定事業者が確認できるもの等）
- ※ 申請に必要な書類等に関しては、NIROのホームページから入手してください。

## 補助対象経費

区 分	備 考
機械装置・システム構築費	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、製作、借用（リース・レンタル）に要する経費</li><li>➢ 専ら補助事業のために使用される専用ソフト・情報システムの購入、構築、借用に要する経費</li></ul>
技術導入費（上限：補助対象経費の1/3）	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 本事業遂行のために必要な知的財産権の導入経費</li></ul>
専門家経費（上限：補助対象経費の1/2）	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</li></ul>
運搬等経費	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 運搬料、宅配・郵送料、旅費等に要する経費</li></ul>
クラウドサービス利用費	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用に関する経費</li></ul>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 試作品の開発に必要な原材料及び副材料の購入に要する経費（未使用残存品は対象外）</li></ul>
外注費（上限：補助対象経費の1/2）	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 新商品・サービスの開発に必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注する場合の経費</li></ul>

## その他

### ・事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について

交付決定を待ってからの事業着手では毀損した地域経済の持続可能性の回復に支障が生じると認められる場合に限り、補助金交付決定前であっても、事前着手の承認を受けた日以降に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を、特例として対象とする場合があります。

ただし、令和2年4月7日以降に着手したものに限りです。

## 申請・お問い合わせ先

公益財団法人 新産業創造研究機構

☎ 078-306-6805

✉ [chiiki-digital@niro.or.jp](mailto:chiiki-digital@niro.or.jp)

🏠 <https://www.niro.or.jp/chiiki-digital/>

**NIRO**

公益財団法人 新産業創造研究機構

〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階

